

第6回
会津美里町農業委員会定例総会

令和3年5月20日 木曜日 13時30分

会津美里町役場 本庁舎2階 大会議室

会津美里町農業委員会

第6回 会津美里町農業委員会定例総会 会議録

1. 日時 令和3年5月20日 木曜日 13時30分～14時10分

2. 場所 会津美里町本庁舎 2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 眞鍋 伸太郎	
	3番 村松 祐一	
	4番 諏訪 栄一	
	5番 野中 充	
	6番 松本 晋平	
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 真実	
		9番 柴崎 陽
	10番 大井 豊記	
	11番 間船 一男	
	12番 松本 吉弥	
		推進委員 本名 京子
		推進委員 佐藤 和人
		推進委員 元木 博人
		推進委員 眞部 剛
		推進委員 齋藤 仁
		推進委員 山田 幸市
		推進委員 佐藤 健一
		推進委員 山内 栄一
		推進委員 佐々木 宏光
		推進委員 山内 祐太郎
	農業委員 11名出席／12名	
	推進委員 0名出席／10名	
4. 議事録署名人	2番 眞鍋 伸太郎	4番 諏訪 栄一

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	金子 吉弘
事務局次長	立川 昇
係長	田邊 実千代
主事	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局 長 会議の前に、ご報告いたします。本日、9番 柴崎陽 委員より欠席の届出がありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告申し上げます。

事務局 長 それでは、ただ今から、第6回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長挨拶でございますが、最近の町内におきます新型コロナウイルスの感染状況も踏まえまして、感染対策として、時間短縮のために省略させていただきますのでご了解いただきたいと思います。

また、審議の上で必要な委員報告でございますが、出席者削減のため、事務局よりご報告いたしますのでご了解願います。

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
2番 眞鍋伸太郎 委員、4番 諏訪栄一 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第5条関係】

議長 次に議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号2番、設定人は、
、被設定人は、
。申請農地は、永井野字下町1917番1 畑 736㎡ であります。
移転時期及び価格は、許可日以降で、賃借料が1㎡あたり202円です。
権利移転の理由ですが、自社駐車場としたいとのことです。
工事着工及び完成は、許可日より令和3年7月30日の予定であります。
建築物の名称及び面積は、駐車場610㎡、雪捨て場239㎡。
権利は賃借権20年で、第一種住居地域であります。

受付番号3番、譲渡人は、
、譲受人は、
。申請農地は 宇鹿島3114番2 畑 341㎡ であります。移転時期は許可日以降で、価格は1㎡あたり1,510円です。権利移転の理由ですが、
が経営する塾の隣地であり、その駐車場としたいとのことです。
工事着工及び完成は、許可日より令和3年8月31日の予定であります。
建築物の名称及び面積は、駐車場 171.06㎡、雪捨て場・通路 169.94㎡。
権利は所有権移転で、第一種中高層住居専用地域であります。

受付番号4番、譲渡人は、
、譲受人は、
。申請農地は、旭館端字下平甲272番1 田 175㎡ であります。移転時期は許可日以降、価格はお二人が親子であるので無償ということです。権利移転の理由ですが、一般住宅を建築したいとのことです。
工事着工及び完成は、許可日より令和3年11月30日の予定であります。
建築物の名称及び面積は、住宅 59.62㎡、駐車スペース 36.00㎡、雪捨て場等 79.38㎡、権利は所有権移転であります。

なお、3件ともに現地調査を実施しております。以上です。

議長 以上で説明が終わりました。
本件は現地調査を行っており、本来は出席委員より報告をいただくところですが、感染症対策のため事務局より報告願います。

事務局次長

受付番号2番について、令和3年5月7日 午前9時40分から調査を行いました。出席者は、被設定人の、設定人の代理人で、息子の、町農業委員会より、眞鍋伸太郎 委員と佐藤和人委員、事務局よりで現地調査を実施しております。

転用目的は、駐車場用地で、これは、譲受人の社員用駐車場が、県道用地となることに伴うものです。

付近への被害防止策などですが、表層はアスファルト舗装とし、土砂流出を防止します。農業用排水施設への被害防止策ですが、汚水排水は発生せず、雨水については、北側に傾斜をつけて、北側の道路側溝に排水するため、影響はありません。

その他周辺の農地への影響ですが、申請地北側は道路、西側は譲渡人の宅地と隣接しているため、農地の分断等は発生しません。また、東側と南側には、水路を介して農地がありますが、申請地とほぼ高低差がないことや、土砂流出防止策も講じるため、影響はありません。

続きまして受付番号3番について、令和3年5月7日 午前9時から調査を行いました。出席者は譲受人の、譲渡人の、司法書士の、町農業委員会より渡部委員と本名委員、事務局で現地調査をしております。

転用目的は譲受人が経営する学習塾の駐車場です。付近への被害防止策などですが、造成した後に転圧し、砂利敷きとして、東側の農地との境界には擁壁を施工し、土砂流出を防止します。農業用排水施設への被害防止策ですが、汚水排水は発生せず、雨水については自然地下浸透させて処理します。

よって、周辺の農業用排水施設への影響はありません。その他周辺の農地への影響ですが、周辺は宅地化しているため、農地の分断等は発生しません。また、東側に柿畑がありますが、先ほどのとおり土砂流出防止策を講じるため、影響はありません。

続きまして受付番号4番について、令和3年5月7日 午前10時30分から調査を行いました。出席者は、申請代理人の 行政書士、譲渡人の妻・、町農業委員会より、村松委員と元木委員、事務局で現地調査をしております。

転用目的は、現住居の老朽化に伴う住宅の建て替えです。

付近への被害防止策などですが、申請地東側には擁壁を施工し、土砂流出を防止します。農業用排水施設への被害防止策ですが、汚水排水は浄化槽で処理後東側の水路に排水し、雨水については、自然地下浸透させて処理します。よって、周辺の農業用排水施設への影響はありません。その他周辺の農

地への影響ですが、北側は道路、西側及び南側については宅地となっているため、農地の分断等は発生しません。また、東側に水路を介して農地がありますが、土砂流出防止策を講じるため、影響はありません。以上であります。

議 長 以上で報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第 21 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 21 号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画 【所有権移転】

議 長 次に、議案第 22 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についてを審議いたします。

初めに、所有権移転について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 1 番、移転する者 、移転を受ける者 。農地は、氷玉字縫前 176 番 田 2,103 m²、価格は 10 アールあたり 425,000 円でまとまっております。
なお、あっせん会議を開催しております。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
本件については、あっせん会議を行っております。本来は出席委員より報告を受けるところですが、感染症対策のため、事務局より説明願います。

事務局次長 令和 3 年 4 月 22 日に、会津美里町本庁舎 2 階 206 会議室においてあっせん会議を行いました。

出席者は、間船一男 委員と佐藤健一 委員、私と、出し手の
、受け手の

はじめに、 から受け手としてあっせん受付簿への登載申し出
がありました。さらに、 から、農地までの距離があるためにそ
の分を規模縮小したい、地域の担い手に集約をしてほしいので譲渡をした
い、ついてはあっせんをお願いしたいとあっせんの申し出がありました。

そこで、双方の条件を確認したところ、 については、
の役員として、同社が経営するほ場のうち、約 12 ヘクタールの農地につい
て、水稻を中心として経営しており、あっせん基準も満たし、譲渡先に最適
であるので選定調書により選定しております。

価格につきましては、両者より希望価格が提示されておりましたので、双
方の条件が満たされる妥当な額について聞き取りました。

あっせん委員としても、収量・水利・ほ場の形状等を聞き取りし、償還金
の状況なども聴取し、意見を述べました。

あっせんの結果、双方納得したため、田について 10 アールあたり 425,000
円で合意に至りました。以上よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
議案第 22 号の所有権移転について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、計画妥当と意見を付すことに賛成の委員は挙手願いま
す。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 22 号は原案のとおり計画妥当の意見を付すことに
決しました。

農用地利用集積計画 【利用権設定】

議 長 次に、議案第 22 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についての利用権設定を審議いたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。それでは、受付番号 48 番から 65 番について、質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり確認し、計画妥当と意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 22 号の利用権設定については、原案のとおり計画妥当の意見を付すことに決しました。

以上で議案の審議を終わります。

【荒廃農地にかかる非農地の決定について】

議 長 次に、議案第 23 号 荒廃農地にかかる非農地の決定についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 1 番から 2 番までですが、所在、地目、面積については、一覧表のとおりです。所有者は 2 件ともに さんです。

現地確認については、事前に事務局と所有者による調査を行い、現地に行く道路が崩落しており大変危険であることから、4 月 20 日に調査委員 2 名、諏訪委員と齋藤委員に、写真により机上で確認していただいたものです。

その結果、受付番号 1 番については原野、受付番号 2 番については山林が妥当との判断を頂きました。

併せて、受付番号3番から8番までですが、所在、地目、面積については、一覧表のとおりです。所有者は6件ともに さんです。現地確認の結果、6件全て山林との判断をされたところです。

議 長

以上で説明が終わりました。

本件は現地調査を行っており、本来は出席委員より報告をいただくところですが、感染症対策のため事務局より報告願います。

事務局次長

非農地のための現地調査について報告を申し上げます。

当該地については、農地法の運用第4（2）の所有者からの申請に基づき、令和3年4月20日の総会終了後に、諏訪栄一 委員・齋藤 仁 委員が同席して机上で調査を行いました。

現地へ続く道は崩壊しており、危険であるため、止むを得ず机上で判断したものです。

申請人は、 さんであります。

事前に 申請人と事務局によって現地を確認したもので、詳細な写真と図面の提示がありました。判断基準は、農地法の運用第4（4）に基づき判断いたしました。この判断基準ですが、1つが森林の様相を呈していて農地への復元が困難というもの、もう1つがその他の周囲の状況からその農地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるというものです。

現地写真を精査し、事務局で聞き取りをしたところ、現地は、40年以上耕作をしておらず、一部には杉も植生されており、山林の様相でありました。

また、現地への道路は崩壊しており、耕作用機械は通行できません。よって、農地として復元できないと判断いたしました。当該地は山林と川に囲まれた土地であり、他の農地への影響はありません。

そこで、西本中冑甲1369番1については 非農地 原野、
同じく1373番については、非農地 山林であると判断いたしました。

併せまして、受付番号3番から8番までの報告になります。当該地についても、同じく農地法の運用第4（2）の所有者からの申請に基づくものです。

令和3年5月7日13時30分から現地を調査いたしました。

調査委員は、松本晋平 委員、眞部剛 委員、事務局であります。

申請人は、 さんです。事前に申請人と事務局によって現地を確認しております。

判断基準は、農地法の運用第4（4）に基づき判断いたしました。

現地を精査し、事務局で聞き取りをしたところ、現地は40年以上前に不耕作地となっていたため、その数年後に杉を植林したものであります。

現地は6筆ともに山林の様相を呈しておりまして、農地として復元できないと判断いたしました。

当該地は山林に囲まれた土地であり、他の農地への影響はありません。

そこで、東尾岐字下向丙9925番 外5筆 について、非農地 山林であると判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第23号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第23号は原案のとおり決定いたしました。
以上で議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得 農地法第3条の3第1項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第25号から第28号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第25号につきましては、5件の届出が提出されております。いずれも相続による農地の取得でございますので、詳細については説明を省略したいと思っておりますので、お読み取りいただければと思います。

職務代理者 以上をもちまして、第6回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

《 14 : 10 終了》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 印
(松本 吉弥)

会議録署名人 _____ 印
(2番 眞鍋 伸太郎)

会議録署名人 _____ 印
(4番 諏訪 栄一)